

# 埼玉県図書館協会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、埼玉県図書館協会と称し、事務所を理事長所在の図書館に置く。

(目的)

第2条 この会は、県内の公共図書館（県議会図書室及び公民館図書室等を含む。以下同じ。）の振興を図るとともに、県内の公共図書館、学校図書館、大学図書館（短期大学図書館を含む。以下同じ。）、その他の図書館及び読書施設（以下、「図書館」という。）並びにこの会に賛同するものの連携のもとに、図書館事業の進展を図り、教育文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一 県内図書館の整備促進及び事業推進
- 二 図書館の事業及び運営に関する研修会、研究協議会等の開催
- 三 図書館及び図書館関係者相互の連絡協力
- 四 調査研究の実施
- 五 会報等の発行
- 六 その他必要な事業

(組織)

第4条 この会は、次に掲げるものをもって組織する。

- 一 県内の公共図書館及び図書館協議会
  - 二 埼玉県学校図書館協議会を構成する図書館
  - 三 埼玉県高等学校図書館研究会を構成する図書館
  - 四 県内の大学図書館
  - 五 前各号以外の図書館及び読書施設
  - 六 この会の事業賛助者で理事会が推薦したもの
- 2 この会に次の部会を置くこととし、各部会において必要な事項を定め、協議及び事業等を行うことができる。
- 一 公共図書館部会
  - 二 学校・大学図書館部会
- 3 前項に定める部会に研修会等を企画立案し、運営するため、専門委員会を置くことができる。

(会員)

第5条 この会の会員は、次の2種類とする。

- 一 施設会員 前条第1項第1号から第5号までに掲げるもの
- 二 賛助会員 前条第1項第6号に掲げるもの

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 若干名
- 三 理事長 1名
- 四 常任理事 15名以内
- 五 理事 30名以内
- 六 監事 若干名

(役員を選出)

- 第7条 会長、副会長、理事長、常任理事及び監事は、理事会で選出し総会において承認する。
- 2 理事は、常任理事を含めて、おおむね次により選出するものとする。
    - 一 県内公共図書館から16名以内、図書館協議会から5名以内、埼玉県学校図書館協議会、埼玉県高等学校図書館研究会からそれぞれ8名以内、大学図書館から3名以内、その他図書館及び読書施設から2名以内とする。
    - 二 前号のほか、理事長は理事若干名を委嘱することができる。
  - 3 監事は、他の役員と併任できない。

(役員任期)

- 第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

- 第9条 会長は、この会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
  - 3 理事長は、会務を総括し、会議を招集してその議長となる。
  - 4 常任理事は、理事長を補佐し、常任理事会を組織するとともに、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたとき、その職務を代行する。
  - 5 理事は、理事長、常任理事とともに理事会を組織する。
  - 6 監事は、会計を監査する。

(顧問)

- 第10条 この会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会において推挙され会長及び理事長の諮問に応ずる。
  - 3 顧問任期は2年とする。

(会議)

- 第11条 この会の会議は、総会、常任理事会及び理事会とする。
- 2 議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

- 第12条 定期総会は、毎年1回開くものとする。ただし、会長が必要と認めたとき又は、会員の3分の1以上の要求があったときは、臨時に総会を開くことができる。
- 2 総会は、次に掲げる事項を決定する。
    - 一 会則の制定及び改廃
    - 二 役員選任
    - 三 事業計画及び収支予算
    - 四 事業報告及び収支決算
    - 五 その他重要な事項

(常任理事会)

- 第13条 常任理事会は、理事会への提案事項その他について協議するため、理事長が必要と認めた場合に開くものとする。

(理事会)

- 第14条 理事会は、理事長が必要と認めたときに開くものとする。

2 理事会は、次に掲げる事項を決定する。

- 一 総会への提案事項
- 二 表彰規程の制定、改廃及びその運用
- 三 その他必要な事項

(経費)

第15条 この会の経費は、次のものをもって充てる。

- 一 公共図書館の負担金
- 二 公共図書館以外の会員の会費
- 三 補助金
- 四 寄付金
- 五 その他の収入

(会費)

第16条 この会の会費及び負担金の額については、別表に定めるところによる。

2 公共図書館の負担金は、市町村立図書館にあっては市町村ごとに、他の公共図書館にあっては公共図書館ごとに負担するものとする。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 総会前の事業及び予算の必要な範囲の執行については、理事長の専決によって行うことができる。

(事務局)

第18条 この会の会務を処理するために事務局を置き、事務局に次の職員を置く。

- 一 事務局長 1名
  - 二 事務局次長 2名
  - 三 専門員及び書記 若干名
- 2 事務局の職員は理事長が委嘱する。

(細則)

第19条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は別に定める。

附則

この会則は、平成13年6月8日から施行する。ただし、第17条第2項は平成13年4月1日から適用する。

附則

この会則は、平成14年6月5日から施行する。ただし、第16条は平成14年4月1日から適用する。

附則

この会則は、平成15年6月13日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附則

この会則は、平成18年6月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則

この会則は、平成21年6月12日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

この会則は、平成22年6月9日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

この会則は、平成23年6月8日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

別表 会費・負担金算出基準

- 1 会費を学校・大学図書館1館当たり年額500円とする。
- 2 公共図書館の負担金の算出にあたっては、下記の表によるものとする。

区 分		金 額 (円)
県立図書館		70,000円
教育センター資料室 県議会図書室 県民活動総合センター さいたま文学館 男女共同参画推進センター 国立女性教育会館 県社会福祉協議会 国立保健医療科学院		15,000円
市立図書館	人口 50,000人まで	12,000円
	100,000 //	14,000円
	150,000 //	16,000円
	200,000 //	18,000円
	250,000 //	20,000円
	300,000 //	22,000円
	350,000 //	24,000円
	400,000 //	26,000円
	450,000 //	28,000円
	500,000 //	30,000円
	550,000 //	32,000円
	600,000 //	34,000円
さいたま市立図書館		70,000円
町立図書館		11,000円
村立図書館		10,000円

※ 前年度4月1日現在の人口で算出（県統計課による。）する。